

業務委託仕様書

1 業務委託名称

令和 7 年度都市・まち DX 推進に向けた建設生産プロセス DX 推進支援業務委託

2 業務目的

本市では、令和 5 年度に策定した「大阪市 DX 戦略」に基づき、全庁的な DX を本格的に進めていくこととしており、その中の都市・まち DX の推進に向けて、都市・インフラ分野の DX 取組を進めている。

都市・インフラ分野の DX 取組を進めるにあたっては、建設生産プロセス（計画～設計・積算～施工～維持管理・運転管理～更新）の全体最適化に向けて取り組んでいく必要がある。

そのため、関係所属が連携してデジタル技術の導入・検討に取り組むことで建設生産プロセスの全体最適を図り、その過程で得られるデータの活用等による将来的な都市のデジタルツインの構築に向けて、中長期的な視点で段階的に取り組んでいくための羅針盤として、令和 6 年度末に「都市・まち DX 推進計画 Ver1.0（以下「推進計画」という。）」を策定する予定となっている。

令和 7 年度は推進計画実行に係る全体管理や、新しく立ち上げるテーマ WG の取組支援などを業務委託により行うこととする。

3 業務履行にあたり前提とする内容

（１）本業務を遂行するにあたり、受注者として理解しておくべきドキュメントを示す。

- ・ Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～
- ・ Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略アクションプラン～

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000595495.html>

- ・ 都市・まち DX 推進計画 Ver1.0（案）（別紙参照）

※都市・まち DX 推進計画 Ver1.0 は現時点の案であり、今後、変更する場合があります。

（２）取組の推進体制は次のとおりとする。

- ・ 本業務の推進体制は、都市・インフラ分野に関係する 9 所属（政策企画室・危機管理室・計画調整局・環境局・都市整備局・建設局・大阪港湾局・水道局・デジタル統括室）で構成する下記の体制とする。

項番	会議体	構成・役割
1	都市のデジタル化プロジェクトチーム （以下「PT」という。）	副市長、関係所属長により構成される会議体。本取組の意思決定を行う。
2	PT 検討チーム会議 （以下「検討チーム」という。）	関係所属の課長級以下の職員により構成される会議体。本取組の具体的な検討、協議を行う。

3	PT テーマ WG (以下「テーマ WG」という。)	関係所属のうち、選定したテーマに関係する部署の職員より構成される会議体。テーマについて、実務レベルでの具体的な検討や情報共有を行う。
---	-------------------------------	--

4 業務内容

(1) 推進計画実行に係る全体管理

ア 取組の進捗確認

- ・本市の現在の取組事項を把握し、進捗水準を見極めるなど、推進計画の進捗確認を行うこと。また推進計画を着実に実行していくため取組内容を深めるべき事項（官民のあり方やさらなるデータ活用等）を整理・検討すること。

イ 進捗確認を踏まえた新たな取組事項の提案

- ・上記（１）－アを踏まえ、推進計画に新たに反映する事項の提案を行うとともに、必要な資料作成を行うこと。

ウ 国・業界・他都市等の調査

- ・上記（１）－ア・イにおける取組事項に関して、必要のあるデジタル技術や関連する事例調査等を行うこと。

エ PT 及び検討チーム会議の開催支援

- ・会議体の開催回数は、PT 会議（１回）、検討チーム会議（３回）を想定しており、開催にむけた必要な資料作成等の支援を行うこと。

(2) 建設生産プロセス DX による全体最適化に繋がる取組における個別技術等の深堀調査

ア 国・業界・他都市等の調査

- ・推進計画に記載している建設生産プロセス DX による全体最適化の取組として掲げている、「AI 等を活用した設計・積算及び監督業務の効率化」「受発注者間の情報共有と電子納品の確立」「点検データの効率的な取得と有効活用」「埋設物情報の可視化・電子化」を想定しているが、これらについて検討を深める必要のあるデジタル技術や関連する取組にかかる調査を行うこと。

イ 本市の取組状況等を踏まえたデジタル技術導入に向けた提案

- ・本市の現在の取組状況を把握したうえ、上記（２）－アも踏まえて課題整理やデジタル技術の有効性等の整理を行い、令和８年度以降の新たなテーマ WG の立ち上げやデジタル技術導入に向けた提案を行うこと。また、必要な資料作成を行うこと。

(3) 令和７年度テーマ WG（遠隔臨場）の取組支援

ア 本市の取組状況の整理

- ・遠隔臨場の確立については、試行を含め一部の職場では導入が進められているが、より実効的な取組を推進するため、本市における通信環境・機器や関連する制度を把握し、項目ごとに整理すること。
- ・上記で整理した項目ごとに取り組むべき事項やスケジュールを検討すること。

- ・なお、取組状況の把握にあたっては関係所属へのヒアリングやアンケート等を実施すること。
- イ 必要なデジタル技術の調査
 - ・遠隔臨場に関するデジタル技術について、国や業界、他都市における活用事例を調査すること。
- ウ 実用シーンの検討
 - ・上記（３）－ア・イを踏まえて、本市業務において活用できる場面を検討し提案を行うとともに、必要な資料作成を行うこと。
- エ 実装に向けた手順書作成
 - ・上記（３）－アで整理した項目ごとに取り組むべき事項に係る標準マニュアルを含む手順書を作成すること。
 - ・また、実装に必要な調達にかかる標準仕様案を作成すること。
- オ 導入効果（人員の確保面からの必要性、費用対効果など）の検討
 - ・導入効果に係る判定方法やその基準について検討し、資料作成を行うこと。
- カ 導入にむけた調査
 - ・上記（３）－ウ～オの作業を踏まえた必要な調査及び関係所属へのヒアリング等を行うこと。
- キ テーマWGの開催支援
 - ・テーマWGの開催は月１回程度の開催を想定しており、開催に向けた必要な資料作成等の支援を行うこと。また、テーマWGについては、必要に応じてWGに参加し議事要旨を作成するとともに、会議資料の説明を行うこと。

（４）予算要求・調達にかかる支援

上記（１）～（３）を踏まえ、令和８年度に具体的に進めていくうえで必要となる内容整理等、予算要求にかかる支援を行うこと。

また、令和８年度に調達を行ううえで必要となる資料作成等の支援を行うこと。

（５）プロジェクト管理

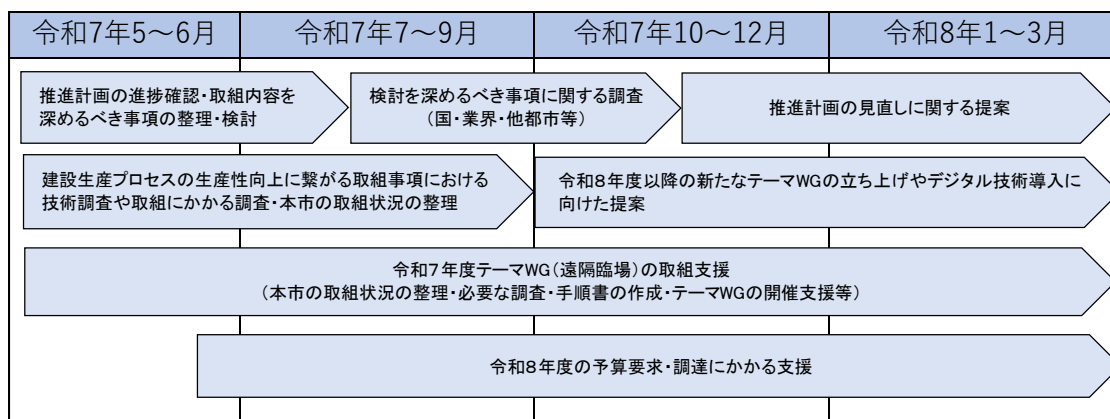
上記（１）～（４）の実施にあたり、適宜、本市と打合せを行いながら、本業務の進捗管理、課題管理を行うこと。打合せについては、その都度、議事要旨を作成すること。

契約後、速やかに本仕様書、提案書に基づき本市と業務工程や作業内容について調整を行い、プロジェクト計画書を作成すること。

なお、プロジェクトの進捗については、３ヶ月に１回程度を目途に全体報告を行うこと。

５ 業務スケジュール

想定するスケジュールは、次のとおりとする。ただし、業務目的の達成に向け、本市と協議のうえ、適宜、調整、対応すること。



6 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

7 履行場所

本市指定場所

8 成果物

(1) 本市が指定する成果物は次表のとおりである。

項番	成果物	提出期限
1	プロジェクト計画書（業務工程表含む）	本業務委託開始後速やかに
2	業務報告書（4（1）～（4）の成果物）	随時及び令和8年3月31日
3	打合せ記録	
4	業務完了報告書	令和8年3月31日

※成果物の提出に関しては事前に本市の検査を終了したものとするため、提出期限にあたっては検査や修正に要する日数などを考慮し、十分な余裕をもって作成にあたること。

※その他、本市が必要とする書類を求めに応じて随時提出すること。

(2) 成果物として提出する書類は、「随時」提出分を含めてとりまとめ、電子媒体（DVD-RまたはCD-R）にて2部納品すること。

9 守秘義務

(1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。

(2) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに返却すること。

(3) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、本市の許可なく複写または複製してはならない。なお、提供された資料のうち、個人情報保護に関わるもの及び本市

の情報セキュリティに関わるものは、施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。

10 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 44 条第 2 項及び第 44 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の委託範囲は、本仕様書に記載する業務及びそれに付帯する作業を全て含むものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、業務提案内容をもとに誠実に実施すること。

- (3) 仕様の詳細については、本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。
- (4) 打合せに必要な資料の作成は委託範囲に含む。
- (5) 業務の進捗状況について、本市の求めに応じ随時報告を行うこと。
- (6) 本業務を実施する者の交通費は受注者が負担すること。
- (7) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。

12 仕様書に関する問合せ先

大阪市デジタル統括室戦略担当（スマートシティ推進グループ） 竹中・鈴木

所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階

電話番号：06-6208-7884

E-mail：bb0006@city.osaka.lg.jp